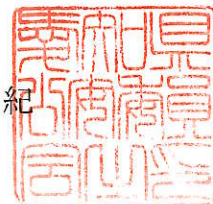


愛知県公安委員会告示第20号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり知多市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年8月13日

愛知県公安委員会委員長 中 尾 友 紀



1 合意した者

- (1) 知多市
- (2) 知多乗合株式会社
- (3) 愛知県公安委員会
- (4) 中部運輸局

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、知多市及び知多乗合株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

停 留 所 名	所在地
イトーヨーカドー前 (あいあいバス北部循環コース系統1) (あいあいバス南部コース) (知多市管理コミュニティバス)	知多市新知東町1丁目10-1番地先
イトーヨーカドー前(岡田線) (知多乗合株式会社管理路線バス)	

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業名
知多乗合株式会社	道路運送法第3条第1号ロの貸切バス による一時的なシャトルバス運行	第12回新舞子ビーチフェスティバル臨時シャトルバス事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。